マイホームローン

財形貯蓄をされている勤労者の皆様へ

子育て世帯のマイホーム取得を応援!!

～子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置のご案内～

18歳以下の子等を扶養する勤労者が、令和7年3月までの間に財形持家転貸融資※を申込む場合に、当初5年間、通常金利から0.2%引き下げる特例措置を実施しています。

詳しくは、右記のページをご覧ください。https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/tokurei/kosodate.php

※財形持家転貸融資のご利用にあたっては、お勤めの会社に当該制度が導入されている必要があります。

■貸付金利

当初5年間は、お申込みいただいた時点で適用される通常の金利から、0.2%引き下げた金利が適用されます。

■特例措置を受けることができる方

通常の財形持家転貸融資の融資条件を満たしており、かつ、18歳以下の子等を扶養する勤労者(勤労者の配偶者が扶養している場合も含む)であれば今回の特例措置を受けることが可能です。

お申込受付期間を
令和7年3月31日まで延長しました。
裏面の制度情報をご確認ください。

※中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置との併用はできません。
※東日本大震災特例措置の対象となる場合は、融資額のうち3,700万円(被災親族同居の場合は4,000万円)を越える部分について、本特例措置による金利が適用されます。
※自然災害等により被災した勤労者に対する貸付金利引下げ特例措置との併用はできます。

はたらく人とがんばる会社の 財形 ざいけい

■ 詳しくは下記へお問い合わせください

独立行政法人 **勤労者退職金共済機構** **TEL.03-6731-2935**

勤労者財産形成事業本部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル20階(財形事業本部)

https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php

財形持家転貸融資の子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の概要

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、子育てをされている勤労者の方が財形持家転貸融資を利用しやすくするため、18歳以下のお子様等を扶養されている方が新たに財形持家転貸融資のお申込みをされる場合に、当初５年間通常の貸付金利から0.2%引き下げた金利で融資を行っていますので、ご案内申し上げます。

特例措置を受けることのできる勤労者の方

◎18歳以下(平成18　年４月2日以降に出生)のお子様等※1を扶養※2する勤労者の方

※1 ①勤労者の三親等内の親族(勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。)
②勤労者と内縁の関係にある方のお子様。ただし、勤労者を被保険者とする健康保険等において、そのお子様が被扶養者となっている場合に限ります。
③借入申込日時点における胎児。ただし、母子手帳を保有し、その写しを提出できる場合に限る。

※2 扶養とは、勤労者ご本人又はその配偶者の方が以下の①②のいずれかの健康保険の被保険者等である場合において、上記※1のお子様が被扶養者となっていることをいいます。
①勤労者ご本人が健康保険法・船員保険法に定める被保険者又は私立学校教職員共済法に定める加入者である場合
②勤労者ご本人の配偶者が健康保険法・船員保険法に定める被保険者、国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法に定める組合員又は私立学校教職員共済法に定める加入者である場合

◎ご自身が所有及び居住するための住宅を取得又はリフォームする方

◎継続する1年以上の期間にわたって、いずれかの種類の財形貯蓄を行っている方

◎借入申込日の２年前の日から借入申込日までの期間内に、財形貯蓄契約に基づく定期の積み立てを行っている方

◎借入申込日において50万円以上の財形貯蓄を有している方

◎事業主等から負担軽減措置※3を受けられる方(住宅リフォームを転貸する場合および福利厚生会社を利用する場合は、負担軽減措置は必要ありません。)

※3 事業主等が、勤労者に対して融資額の1%に相当する額(３万円を超える場合は３万円)以上の額を５年以上にわたって支給することなど、勤労者の返済負担の軽減がなされている必要があります。〔負担軽減措置の例:住宅手当として月2,500円を5年間支給〕

貸付金利

当初５年間、通常金利から0.2%を引き下げた金利が適用されます。

※6年目以降(5年ごと見直し)の貸付金利については、各金利改定日が属する月の2か月前の1日現在の新規貸付金利が適用されます。5年間固定金利制度です。新規貸付金利は、毎年4月、7月、10月及び1月に改定されます。(最新金利は当機構ホームページをご覧ください。)

一般財形貯蓄

財形年金貯蓄　財形住宅貯蓄

【いずれの貯蓄も対象となります】

融　資　額

次の①、②のいずれか低い額となります。

①申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高(合計)の10倍の額(最高4,000万円)

②住宅の新築、購入に必要な額及び土地の取得(整備を含みます。)に必要な額(所要額)の90%の額又は住宅のリフォームに必要な額(所要額)の90%の額
※融資の額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切り捨てることとします。

融資の種類と対象となる住宅･土地

◎住宅の新築資金(土地の取得･整備資金を含む)
◎新築住宅の購入資金
◎中古住宅の購入資金
◎住宅のリフォーム資金

返済方法

元利均等返済、又は元金均等返済のいずれかの方法となります(1か月払い、6か月払い又はその併用)。

返済期間

最長35年以内(住宅の種類、構造、申込時の年齢により返済期間がかわります。)

お申込受付期間

令和7年3月31日までの期間の新規受付分に適用。なお、申込状況等により、上記期間内であっても当該特例措置の申込受付を終了することがあります。

お申込先

勤労者の方のお申込先は、勤務先の状況により異なります。まずは勤務先の福利厚生ご担当者様にご確認ください。

①勤務先事業主自らが従業員に対して財形持家転貸融資を行う場合・・・・・・・・・・勤務先事業主
②勤務先事業主が加入する事業主団体を通じて財形持家転貸融資を行う場合・・・事業主団体
③勤務先事業主が財形持家転貸融資を行う福利厚生会社に出資している場合・・・福利厚生会社【※財形住宅金融(株)】

※福利厚生会社のご利用については、下記にお問い合せください。

財形住宅金融株式会社
〒102-8650 東京都千代田区麹町5-1 NK真和ビル
TEL 03-3263-4861 / http//www.zaijukin.co.jp

事業主等は、勤労者の方の申込みを受けて財形持家転貸融資取扱金融機関へ申込みを行うことになります。なお、上記①～③のいずれにも該当しない方は、(独)住宅金融支援機構(融資物件が沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫)が勤労者の方に直接資金を融資する財形住宅融資を行っておりますので、それぞれお問い合せください。